

山建産連発第18号
令和7年8月29日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記の件について、山梨県国土整備部長より通知がありました。

引き続き、資材や原油の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される夏期を迎える、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払い等の確保について、十分な配慮が必要であるとのことです。

このため、国土交通省は、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請負人と下請負人の関係の適正化を推進しており、また、令和元年に改正した建設業法では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されております。

つきましては、別添の通知をご確認いただくとともに、下記項目について十分留意され、貴団体傘下会員(組合員)宛にご周知いただき、適正に対応いただきますようよろしくお願い致します。

記

1. 下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書
2. 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保
3. 社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化
4. 適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保
5. 建設工事の請負契約の締結
6. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等
7. 施工管理の徹底
8. 檢査及び引渡し
9. 適切な下請代金の支払
10. 下請負人への配慮等
11. 技能労働者への適切な賃金の支払
12. 免税事業者等との適正な取引
13. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止
14. 「駆け込みホットライン」の周知
15. 建設工事の関係者への配慮

以上